

イ、障碍扶助料

一、終身自用を弁ずること能はざる山の

貸金五百四十日分以上

二、終身勞務に服すること能はざる山の

貸金四百五十日分以上

三、從來の勞務に服すること能はざる山の、健康

舊に復すること能はざる山の又は女子の外貌

に醜痕を殘したる山の

貸金二百七十日分以上

四、身体を傷害し舊に復すること能はかと雖も引

續き從來の勞務並之より輕場なる勞務に限り

服することを得る山の

貸金九十日分以上

五、<sup>身体を傷害し舊に復すること能はかと雖も引</sup>續き從來の勞務は勿論一般に勞務に服すること

とを得る山の

貸金三十日分以上

ロ、遺族扶助料  
貸金四百五十日分以上

ハ、打切扶助料  
貸金四百五十日分以上

諸問案と見るに障害扶助料第二號及第三號は其額少

くして扶助の實を擧げ難く且之を現行法令に徴する

に第一號との權衡を失するの觀あり仍て第二號第三

號を上記の通り増加するの必要ありと認む

諸問案障害扶助料第四號は其規定する處範圍廣きに

過ちて實際の必要に合致し難き場合多きの憾みあり

依つて之を二等に分ち從來の勞務は勿論一般に勞務

に服することを得る山のには事態の輕重に應じ賃金